

第1章

計画策定の背景

この「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」は、さいたま市として初めての男女共同参画に関する基本計画であり、基本的な考え方や方向、庁内関連事業調査の結果に基づく具体的な事業等を取りまとめたものです。

1 さいたま市がめざすまちづくり

さいたま市は、平成13(2001)年5月1日に旧浦和・大宮・与野の3市合併により誕生しました。平成15(2003)年4月には政令指定都市へと移行し、9つの行政区による新体制がスタートしています。

政令指定都市への移行に伴い、市の権限と財源が強化されたことから、市ではよりいっそう身近できめ細かなサービスの提供や行政事務の効率化を図っていきます。

男女共同参画の分野においては、同じく平成15(2003)年4月に「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を制定しました。条例の前文にあるように、市は男女が互いの人権を尊重し、責任を分かちあい、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざしています。

そのため、市民・事業者・市が協働して、地域に根ざした男女共同参画に関する施策を展開し、誰もが豊かで自分らしく生きられるまちづくりを推進します。

2 背景となる男女共同参画の動き

(1) 世界の動き

昭和54(1979)年の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。日本では、昭和60(1985)年にこの条約を批准しています。

平成7(1995)年に開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」では、「北京宣言」と「行動綱領」が採択され、男女共同参画に向けた動きが進展しています。

平成12(2000)年6月には「国連特別総会(女性2000年会議)」が開催され、行動

綱領の実施状況を検証し、さらに推進するための「成果文書」と「政治宣言」が採択されました。

(2) 国の動き

日本でも、北京会議以降の動きはめざましく、平成8(1996)年、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申され、これを受けて同年12月に国内行動計画を抜本的に改正した新行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

平成11(1999)年4月には「改正男女雇用機会均等法^{*}」が施行され、6月に「男女共同参画社会基本法^{*}」が公布・施行されました。

男女共同参画社会基本法に基づき、平成12(2000)年12月に男女共同参画基本計画が策定されました。

平成13(2001)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が成立し、平成14(2002)年4月から全面施行となりました。

(3) 埼玉県の動き

昭和55(1980)年に第一次女性行動計画を策定して以来、さまざまな男女共同参画関連の取組みを行っています。

男女共同参画推進条例

平成12(2000)年4月から「埼玉県男女共同参画推進条例」を施行しました。

男女共同参画に関する計画

埼玉県男女共同参画推進条例に基づく初めての計画である「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を平成14(2002)年に策定しました。

* 男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、女子差別撤廃条約を批准するため昭和60(1985)年に制定されました。平成11(1999)年4月から、差別禁止規定、職場でのセクシュアル・ハラスメント防止が盛り込まれた改正法が施行されています。

* 男女共同参画社会基本法

平成11(1999)年に制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにし、それに基づいた国、地方公共団体及び国民の責務が明記されています。

男女共同参画施設

男女共同参画社会づくりのための総合拠点施設である「埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)」は、平成14(2002)年、さいたま新都心に開設され、情報の提供、相談、学習・研修等を柱として、性別・年代を超えた交流のできるセンターとして広く利用されています。

(4) さいたま市の動き

世界の動きや国、県の政策と連動しながら、男女共同参画のまちづくりに向けた継続的な取り組みを行っています。

総合振興計画

さいたま市においては、平成14(2002)年に都市づくりの基本理念、将来都市像、必要な施策の方向性を定めた「さいたま市総合振興計画基本構想」を策定しました。男女共同参画社会の実現は、構想の7つの方向の「理解を深め合い、多彩な交流を広げる」<交流・コミュニティ>に位置づけられています。

男女共同参画のまちづくり条例

平成15(2003)年4月から「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を施行しました。この条例は、市、市民、事業者が協働して、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、誰もが自分らしく生きられるまちづくりに寄与することを目的として制定したものです。

男女共同参画施設

男女共同参画を推進するための活動拠点施設である「さいたま市男女共同参画推進センター(パートナーシップさいたま)」を平成16(2004)年5月に開設します。また、「女・男^{ひと}プラザ」でも、男女共同参画に関する意識啓発のための各種セミナーや相談事業、情報の提供等を行っています。

3 計画の枠組み

(1) 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置づけている「男女共同参画社会基本法（基本法第14条には市町村男女共同参画計画策定の努力義務がうたわれています）」や「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」をふまえて策定しました。

本計画は、旧3市（浦和、大宮、与野）が培った男女共同参画政策を見直し、政令指定都市としての考え方や方向性を具体化したものです。

本計画は、市長の諮問機関「さいたま市男女共同参画推進協議会」の答申である「提言書（平成15（2003）年5月）」を尊重して策定しました。

本計画は、「庁内関連事業調査」を通して、総合振興計画、保健・福祉や情報化等の分野における関連計画との整合性を図って策定しました。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成16（2004）年度から平成20（2008）年度までの5年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するため、5年後に必要な見直しを行います。

(3) 計画の推進

本計画の推進にあたっては、計画に掲げられた施策・事業を効果的に推進するために、全庁的な推進体制のもとに関係各部課が連携しながら取り組みます。具体的には、毎年計画の進行管理を行い、評価した結果を報告して、情報を共有することにより、市民・事業者・市が一体となって男女共同参画のまちづくりを推進していきます。